

平成 25 年 6 月 6 日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社  
代表者名 代表執行役社長 重田 衛  
(コード番号 5103 東証第二部)  
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦  
(TEL. 04-7131-0181)

## 当社等による国家賠償請求訴訟提起のお知らせ [詳細版]

約 3 年前、平成 22 年 6 月 8 日、証券取引等監視委員会（以下、「同委員会」といいます。）は、当社等に対して、全くいわれのない強制調査を強行しました。これについて、当社等は、他 11 名の原告と共に、平成 25 年 6 月 6 日に被告を国として、違法な令状請求を主な理由として損害の賠償を求める国家賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提訴に至った経緯

平成 22 年 6 月 8 日、当社が平成 20 年 6 月 27 日に実施した第三者割当増資につきまして、当社等を対象とし、架空増資の嫌疑がある等として同委員会による調査が実施されました。

当該第三者割当増資につきましては、その意思決定から、増資資金の払込、株式の発行手続まで全て適法に行われており、当社としては、上記嫌疑には全く根拠がないと考えていることから、当該嫌疑を晴らすべく、上記調査直後から同委員会の調査に積極的に協力して参りました。

上記調査から既に約 3 年が経過しており、十分な調査期間があり、上記調査の後、当社等が同委員会に対して調査に協力する旨を伝えているにもかかわらず、同委員会から当社等に対する追加の調査等は一切ありません。また、同委員会からの責任ある回答もありません。

当時の事実と同委員会委員長の佐渡氏等の言動等から、彼らは全くの「空中楼阁」を夢想し、プロとして果たすべき当然の基本的な手順すら踏むことなく、人権と法を無視して上記の違法な調査に及んだものであると考えております。佐渡氏と同氏に率いられた同委員会は功名心にかかれ、尊大にも法と人権を踏みじったのです。

これは、佐渡氏と同委員会の重大な失態です。

そもそも、上記第三者割当増資が適法であることは強制調査などという手段によらなくとも容易に判明したはずのものでした。同委員会から当社に問い合わせがあれば、当社は喜んで資料を提供し、それにより潔白であることは即座に知ることができたはずで

す。しかし、同委員会はそのような最低限の簡単な手順すら踏んでおりません。むしろ、自らの「お手柄」のためには当社等を「潰してしまってもかまわない」と考えていたと考えざるを得ない節があります。同委員会が被処分者の被る甚大な損害を一切顧みることなく安易に強制調査に踏み切ったことは、国家権力の濫用として到底許すことができません。

本来、同委員会は、法を擁護し、市場の自律性を助け、市場参加者の環境を整える黒子としての役割を担っています。しかし今や、法を軽視し、自己肥大し、人権や企業の活動を平然と踏みこみによって主役に躍り出ようと試みています。当社としては、かかる同委員会の権限濫用行為は、「(同委員会委員長)佐渡に率いられた当時の証取委の傲岸不遜な態度」に起因していると考えております。

当社等は、上記調査によって毀損した信用等を回復するため、また、佐渡氏及び同委員会の責任を明確にするべく、平成22年12月6日に同委員会による違法な差押処分を撤回しを求める行政訴訟を提起しております。しかし、同訴訟において、同委員会は、自ら行った人権侵害行為を何ら省みることなく、立証責任を放棄した上に、虚偽の主張及び証言により違法行為の隠蔽に奔走する等、法制度を愚弄した対応を続けています。

当社等といたしましては、このような同委員会の訴訟態度に鑑み、さらに同委員会の責任を追及することで当社等の被った風評被害を回復し、ひいては株主の皆様、お取引様、当社等の従業員が被った損害の回復を図るべく、やむなく本訴訟を提起することにいたしました。

## 2. 訴訟の内容

原告	昭和ホールディングス株式会社
被告	日本国
提起日	平成25年6月6日
提起した裁判所	東京地方裁判所
提訴内容	証券取引等監視委員会の行った調査に伴う損害の賠償請求

## 3. 今後の見通し

本訴訟につきましては、当社から国に対し金銭的補償を求めるものでございますが、当社の今期の業績に与える影響は軽微です。

これまで同委員会の調査については、取引先、従業員、株主の皆様には多大なご心配をおかけして誠に申し訳ございませんでした。

当社といたしましては、微力ながらも、本訴訟を提起して同委員会の責任を追及することが、当社等の損害ないし信頼を回復することのみならず、日本の証券市場の正常化に資するものと判断しています。

私達は一日も早く自分のビジネスに専念したい、ただそれだけを切に望んでおります。

今後とも、中期事業計画の実現に向け業績伸張、企業価値向上を目指して邁進して参りますので、本件につきましても何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上